大切な子ともを「ドラブルから」中るために「

沼田市教育委員会 沼田市小中学校PTA連合会 沼田市小中学校長会協議会

沼田市教育委員会、沼田市小中学校PTA連合会、沼田市小中学校長会協議会では、 携帯電話はどこにでも持ち運べる「インターネットにアクセスできるコンピュータ」で あり、子どもたちがトラブルに巻き込まれる危険性があることから、これまで子どもた ちに携帯電話を持たせないことを働きかけてきました。

しかし、平成26年4月に行った調査において「携帯電話やスマートフォンで、通話やメール、インターネットをしていますか」という質問に対し、「している」と回答した子どもの割合は、小学6年生では35.9%、中学3年生では41.7%という結果でした。これは、全県の調査結果(小学6年生45.4%、中学3年生66.4%)より低い割合ですが、子どもたちにとって、どこにでも持ち運べる携帯機器によるインターネットの利用がより身近なものになってきていることが分かります。

さらに、近年の急速な通信機器の発達により、携帯音楽機器やゲーム機からもインターネットに接続でき、そこからダウンロードできる無料アプリケーションの利用等によって、子どもたちの周りにはさなざまな問題(ネット依存等)が起きています。子どもがトラブルに巻き込まれることがないように、インターネットの危険性について、保護者が改めて認識し、今できることを実行していきましょう。



どんな使い方をしているか知っていますか?

近年、スマートフォンをはじめ、インターネットに接続できる機器が増えています。例えば、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーでも無線LAN回線によって、スマートフォンと同じようにインターネットを利用できる機器があります。そのため、保護者の知らないところで利用している子どもたちもいます。



このような機器がインターネットにつなげることをご存知ですか?

道路を歩いたり、自転車に乗ったりしながら、端末を操作する人も増えています。 意識が画面に集中することで 視界も狭くなり

ロ 歩きながらの操作

□ 店舗等で無線LAN回線の利用

近年、コンビニエンスストアや

公共施設等、無線LAN回線を無料

提供する場所が増えています。遊

びに出た先で、利用している可能

性もあります。

中することで、視界も狭くなり、 大きな事故につながりかねません。

※1:契約を解除して使わなくなったスマートフォン等でも、無線LAN等を利用することにより、 インターネットにつなぐことができます。

2

このようなトラブルが起こっています!

ネット依存

オンラインゲームやグループトーク等では、自分だけ先にやめると、 友達に心配をかける・嫌われると思い、食事中や勉強中もインターネット端末を手放せず、夜中まで延々と続けてしまうことがあります。

このような生活が続くと学力低下 や生活習慣の乱れにつながります。

ネットいじめ

いじめ防止対策推進法(法第71条)によって、いじめは禁止されており、いじめの定義には「インターネットを通じて行われるものを含む」と明確に示されています。

「ネットいじめ」とは特定の人に 対して誹謗中傷する内容を書き安子 は相手に精神的な苦痛やはないたり をる行為です。本いたりするはましートしたすることに です。これによっています。 がり、大変危険です。

個人情報が盗まれる

無料アプリには、メールアドレス等の個人情報が外部に送信されてしまう不正なものも出回っています。ダウンロードする際には必ず保護者に相談させ、利用規約をよく読んでから判断することが大切です。

無料ゲームで高額請求が!

無料ゲームでも、アイテムを購入しないと進めなかったり、表示がわかりにくく、有料であることに気づかずに利用してしまったりして、何万円もの高額請求がきてしまうこともあります。

面白半分の書き込みが・・・

匿名だからといって「言いつぱなし」は通用しません。面白半分のつもりでも、多くの人が見て騒ぎになるような書き込みは犯罪になり、未成年者でも逮捕されています。また、不適切な写真や動画をネット上に流出させる問題も発生しています。

SNSの出会いに注意

警察庁の調査により、犯罪被害にあう子どもが多いのは「コミュニティーサイト(*2)」であることが明らかになっています。犯罪者は、子どもが使いそうなサイトに、忍び込んでいるので、十分注意が必要です!

※2:コミュニティーサイトとは、共通する興味や関心を持つ人が集まり、交流できるサイト。 フェイスブックやツイッターなどのSNS(ソーシャルスキルネットワーキングサービス)や ゲームサイトなどがある。

子どもたちを守るためにできること

インターネットトラブルから、子どもを守るためには、まず保護者がインタ ーネットの利便性の裏側にある危険性や問題点について再認識し、しかもそれ が時代とともに急速に変化していることを踏まえながら、子どもを注意深く見 守っていくことが大切です。

POINT1 小中学生に、携帯電話やスマートフォンをもたせな いようにしましょう!

インターネットの利用によって、さまざまなトラブルに巻き込まれる危険性を 考えたときに、お子さんにとって、携帯電話・スマートフォンは本当に必要な道具 でしょうか。沼田市の将来を担う子どもたちの健全育成のために、「判断力」「自己 管理能力(自制心)|「責任能力|等が、まだ十分身についていない 小中学生の段階では、携帯電話・スマートフォンを持たせないよう にしましょう。

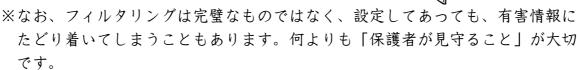
お子さんを守るためには、これが最も有効な方法です!

POINT2 子どもが利用するインターネット端末にはフィルタ リングを!

フィルタリングとは、子どもがインターネットに接続しようとした時、誤っ て有害な情報に触れることのないようにするシステムのことをいいます。

各家庭においてインターネット端末を利用する 必要がある場合には、必ずフィルタリングをかけ ましょう。フィルタリングの方法は何種類かあり ますので、子どもの成長にあわせて、フィルタリ ングをしてあげてください。

よく分からないときは、まずは購入窓口に相談 してみてください。



※群馬県青少年健全育成条例では、保護者の責務として「青少年がインターネットを利用する環境に ついて、フィルタリングの利用等により適切に管理しなければならないこと」が示されています。

POINT3 親子で情報モラルについて話し合い、家庭内のルールづくりを!

子どもを守るならルールづくりを!



子どもたちが、ルールやマナーに従い的確な判断のもとで、インターネットを利用できるようになるためには、情報モラルに関する正しい知識を身に付けていくことが必要です。そうした後で、子どもときちんと約束をして、徹底して守らせる必要があります。一方的な約束にならないように、必ず親子で話し合いながら「家庭内のルール」を決めましょう。

我说家の「インターネット利用」ルール例

- □ 食事中は使わない
- □ 夜<u></u> 時を過ぎたら 利用しない
- □ 利用は1日 分まで
- □ 家では居間で使う
- □ 充電器は居間におく

- □ 自分の個人情報は書かない
- □ 悪口を書き込まない
- □ 迷惑メールに返信しない
- □ チェーンメールを転送しない
- □ 知らない人からメールがきたら 親に報告する
- □ 明細で料金を確認する
- □ 料金が<u>円</u>を越えたら翌 月は使用しない
- □ 着メロ、音楽、ゲーム等は 勝手に会員登録やダウンロ ードをしない

POINT4 学校の先生に相談!保護者同士のネットワーク づくりを!



インターネット利用に係る問題と真剣に向き合うために、市内各学校においても、研修会を通して、最新の情報や対策について検討する機会を設けています。学校が設定した懇談会等の機会には可能な限り参加して、学校との連携を図りましょう。また、そのような機会を利用して、保護者同士のネットワークを築くことも大切です。お子さんによっては、オンラインゲームやグループトーク等に参加していると、「自分だけやめられない」と考えている子もいるので、仲のよい子どもをもつ保護者同士が話し合い、インターネットの利用について、一定のルールを決めておくことも、お子さんを守るには有効な方法です。